

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	44 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	35 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	39 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	26 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から同年9月まで
② 昭和44年4月から46年3月まで

国民年金制度が発足した昭和36年4月ごろに、A市（現在は、B市）にある私の実家に住んでいた家族の者が市役所で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

私は、昭和37年12月に結婚してC市に転居したが、同市の国民年金担当係で加入手続をした記憶は無く、保険料納付はしていないと思う。

私は、C市からD市、同市からE市へと住所変更を行っているが、自分で保険料を納付した昭和47年1月から48年3月までの期間及び同年12月以降以外はすべて、実家で保険料を納付していたと思う。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時D市に居住していたが、国民年金保険料は実家のあるB市で申立人の母親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立人の氏名は結婚前の旧姓のままであり、また、昭和42年度及び43年度の印紙検認記録欄にB市の検認印が押されていることが確認でき、結婚を契機に昭和37年12月にC市に転居した後も同手帳は実家のあるB市にあり、引き続き同市で保険料納付されていたことが確認できる。

このことは、申立人が実家で申立期間の保険料を一緒に納付してくれていたとする義姉が「時期は定かではないが、申立人が結婚してF市にいつてからも、申立人の母親が自身と私と申立人の保険料を集金人に一緒に納付していた時

期があったことを覚えている。」と陳述していることと符合する。

さらに、申立人に係るE市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が昭和39年3月18日にB市からE市に転入したとの記載があることから、申立人は、同日まで国民年金の住所変更手続を行っていなかったものと推定でき、納付記録のある申立期間前後の36年4月から38年3月までの期間及び同年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料は、B市で納付されたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の母親及び義姉の納付記録を見ると、昭和36年4月から60歳到達までの国民年金加入期間の保険料を完納していることが確認でき、納付意識の高さがうかがえることから、申立期間①の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳の昭和44年度及び45年度の印紙検認記録欄を見ると、検認印が押されておらず、未納の記録とされていることから、オンライン記録と符合する。

また、申立期間②の保険料を納付していたとされる申立人の母親は、既に死亡しているため、当時の納付状況を確認できず、ほかに申立期間②の保険料が納付されていたことを示す資料は無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私の夫は、昭和40年1月に会社を退社したため、私がA市役所で国民年金の加入手続をしたと記憶している。

その後、昭和41年3月ごろ、B市に引越し、私が同市役所で申立期間の夫婦二人分の保険料をまとめて納付した。その際、それぞれの国民年金手帳にはんこを押してくれていたことを記憶している。

申立期間について、私が納付済みであるにもかかわらず、私の夫の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が所持する国民年金手帳を見ると、転居の都度適切に住所変更手続が行われていることが確認でき、A市からB市への住所変更手続は昭和41年3月*日に行われていることが確認できる。

また、上記国民年金手帳の昭和40年度印紙検認記録欄を見ると、申立期間の国民年金保険料を住所変更手続直後の昭和41年3月18日にB市で現年度納付していることが確認できる上、申立期間当時、同市では、市役所で保険料を納付した場合のみ、検認印により押していたと説明しているところ、保険料は市役所で納付していたとする申立内容と符合する。

さらに、申立人の妻が所持する国民年金手帳の昭和41年度印紙検認記録欄を見ると、3か月ごとにB市で保険料を現年度納付していることが確認でき、同年度の申立人の保険料も納付済みであることから、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を同時に納付していたものと推定できる。

加えて、申立人の妻は、国民年金加入期間の保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえることから、申立期間の保険料について、申立人の分のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から43年12月まで

昭和44年1月ごろ、主人が婚姻届と同時に私の国民年金の加入手続きを行った時、市役所の窓口で、職員から「さかのぼって7年間の保険料を納付できますよ。」と言われ、申立期間の保険料を窓口で納付した。

申立期間の保険料が未納にされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月ごろ、夫が婚姻届と同時に申立人の国民年金の加入手続きを行い、さかのぼって7年間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続き時期をみると、昭和44年1月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、婚姻届と同時に国民年金に加入したとする申立内容と符合するものの、申立てどおりに7年間の保険料をさかのぼって納付するためには、特例納付制度を利用する必要があるところ、加入手続き時期は第1回特例納付実施前であり、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

しかし、第1回特例納付実施時期の前に、申立人が居住する県下の市の広報誌により、昭和36年度から42年度までの保険料を定額保険料で納付できる制度が実施されていることを当委員会において把握しているが、その開始時期については判明していないところ、申立人の夫は、「婚姻届と同時に保険年金課の窓口に行き、窓口の職員からさかのぼって7年間の保険料を納付できると言われた。」と申立期間の保険料納付に至った経緯を具体的に陳述しており、その陳述内容に不自然な点はみられないことから、加入手続き当時、既に当該制度が実施されていたことがうかがえる。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫の保険料納付に関する記録を見ると、夫は、昭和 36 年 4 月から 60 歳で資格を喪失するまでの国民年金保険料をすべて納付していることがオンライン記録から確認でき、夫の納付意識の高さがうかがえることから、申立人の保険料をさかのぼって納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から51年8月まで
② 昭和56年5月から同年9月まで

私は、昭和49年3月に会社を退職後すぐにA市役所の年金課の窓口で国民年金の加入手続を行い、納付書で同年3月の保険料を納付した。

その後、母が毎月又は2か月ごとに銀行の窓口で、私と母の二人分の保険料を納付してくれた。私が納付した昭和49年3月の保険料が未納になっている上、母と一緒に納付した同年4月から51年8月までの保険料は、母が納付済みとなっているのに私が未納とされていることは納得できない。

また、昭和56年5月に会社を退職した時も、A市役所の年金課の窓口で国民年金の再加入手続をした。その時、同年5月の保険料について、市役所の職員ともめたことははっきり覚えている。その後、私が毎月又は2か月ごとに、銀行の窓口において保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月に会社を退職後すぐに国民年金の加入手続をし、同年3月の保険料は市役所の窓口で納付し、その後の保険料は、母が銀行の窓口で納付した。また、56年5月に会社を退職した時も、市役所で国民年金の再加入手続をし、その後、申立人が銀行の窓口で申立期間の保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、昭和57年5月4日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点において、申立期間②の保険料は、過年度保険料

として納付することが可能であるところ、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶があると陳述している。

また、申立人は、国民年金の加入手続時点において、市の窓口で過年度納付が可能な未納期間の保険料について説明を受けた際、自身が昭和56年5月9日に会社を退職したにもかかわらず、同年5月の国民年金保険料を納付しなければならないという市の担当者とのやりとりを具体的に記憶している。

さらに、申立人の特殊台帳を見ると、昭和57年2月及び同年3月の保険料を同年7月8日に過年度納付していることが確認できるところ、先に納付期限がくる申立期間②の過年度保険料も納付したと考えるのが自然である。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年5月4日に払い出されており、49年3月に加入手続を行ったとする申立てと符合しない上、この時点において、申立期間①の保険料は時効により制度上納付することはできない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿について縦覧調査をしたが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年5月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、結婚した昭和48年11月以降、夫が夫婦二人分をまとめて納付していた。

申立期間の夫の保険料は納付済みの記録となっているのに、私の記録が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和48年11月以降の国民年金保険料を申立人の夫が夫婦二人分を一緒に納付したと申し立てている。

そこで、夫婦二人分の国民年金保険料の納付状況を見ると、オンライン記録から、申立人の夫は、申立期間の保険料を昭和52年4月に過年度納付していることが確認できるところ、結婚後については、夫が夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の陳述から、申立人の申立期間の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金加入期間の保険料を完納していることが確認でき、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の夫は、結婚後から60歳に到達するまでの保険料を完納していることから、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、オンライン記録を見ると、未納とされていた申立人の昭和47年10月の保険料について、平成21年1月21日に納付済みに記録が訂正されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）の保険料納付記録の管理が不適切であったことが分かる上、A市の被保険者名簿の昭和47年1月の記録も未納とされており、同市の記録にも誤りがあったことが確認できることから、これに近接する申立期間についても記録の誤りがあった可能性は否定できない。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、その前後の生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、昭和37年ごろに、夫婦二人で国民年金に加入したが、仕事の関係で夫婦一緒に自宅を留守にすることが多かったため、加入当初から長い間、夫婦二人分の保険料を納付していなかった。

しかし、時期は定かではないが、通知が来て区役所へ行くと、これまで一度も保険料を納付していないので、「保険料が支払えないのなら、免除扱いにしましょうか。」と言われたが、近所の体裁もあるので保険料を納付することにした。その時に「今なら、初めから納付したようにできる。」と言われたので、10年分ほどさかのぼって、夫婦二人分で20万円以上の保険料を納付した記憶があるのに、申立期間だけが未納のままとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の特殊台帳を見ると、夫婦共に、昭和49年4月に、その時点で時効にかからず納付が可能であった47年1月から同年9月までの保険料を過年度納付するとともに、同年10月から48年3月までの保険料を追納していることが確認できるほか、納付時期等は不明であるが、申立期間直後の37年4月から46年12月までの9年9か月間が、夫婦共に保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

そこで、申立期間直後の上記納付済期間の保険料について、その納付時期等を検証すると、申立人は、区役所で「今なら、初めから納付したようにできる。」と言われて、10年分ほどさかのぼって保険料を納付するまで、一度も保険料を納付していなかったとしていること、及び上記過年度保険料等が納付された昭和49年4月時点において、当該期間は時効完成後の期間である上、当時は、

第2回目の特例納付実施期間中であることなどを踏まえると、当該期間の保険料は、上記過年度保険料等の納付と同時期に、まとめて特例納付されたものと考えても不自然ではない。

また、当時における申立人の特例納付の目的が、申立人及びその夫の年金受給資格期間(昭和6年*月生まれの申立人は25年、2年*月生まれの夫は22年)を最低限確保するためであるとすれば、申立人については、申立人が満35歳となる昭和41年*月まで、夫については、夫が満38歳となる40年*月まで、期間をさかのぼって保険料を納付することで達成できると考えられるところ、それぞれこれらの期間を超えて数年余分に納付していることから、その目的は、夫婦共に年金を満額受給するためであったとみるのが自然であり、この場合、申立人が申立期間の1年間の保険料のみを残して特例納付する合理的な理由は見当たらない。

さらに、昭和49年4月に納付している上記過年度保険料及び追納保険料並びに申立期間を含めた36年4月から46年12月までの保険料を特例納付した場合のそれぞれの保険料額について、夫婦二人分の合計金額を試算すると、約25万円となり、申立人の記憶する納付金額とおおむね一致しているほか、申立人及びその夫は特例納付後の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月から44年9月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月から44年9月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和47年10月

昭和43年12月ごろ、母がA市B区役所で、私の国民年金の加入手続きをしてくれていた。その後、国民年金保険料の納付書が何度か送付されてきたので、母からその納付書を受け取り、私が、結婚前まで勤務し、当時同市C区にあった銀行又は同市C区役所で保険料を納付していたことを覚えている。

また、私が昭和47年9月に結婚してA市D区へ転居し、会社に入社後は、自宅に国民年金保険料の納付書が送付されてくるようになったが、保険料は必ず納付するものと思っていたので、厚生年金保険の加入中にもかかわらず、保険料を納付していたほどである。

申立期間がそれぞれ未納とされていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市B区の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和45年4月から申立期間②直前の同年12月までの期間及び申立期間②直後の46年4月から申立期間③直前の47年9月までの期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。この当時のA市における国民年金の現年度保険料の徴収方法は印紙検認方式であるが、申立人に国民年金手帳による印紙検認の具体的な記憶が無い上、同年7月から同年9月までの保険料が、申立人が結婚して同市D区へ転居後の同年10月に実家の同市B区において納付されていることから、これらの現年度保険料は、申立人の母親が納付していた可能性も否定できない。したがって、申立人が結婚前に母親から受け取っていたとする納付書は、

過年度保険料の納付書であったものとするのが自然である上、同被保険者名簿を見ると、申立期間①直後の44年10月から45年3月までの保険料を同年10月に過年度納付していることが確認できる。この時点において、申立期間①の保険料は、時効完成前の納付が可能な過年度保険料であるとともに、申立人は、母親から何度か納付書を受け取ったとしていることから、これらの納付書は、同年10月に納付した過年度保険料、並びに申立期間①及び②に対する過年度保険料の納付書であったものと推測されるほか、申立人が、当該保険料を勤務先近くの銀行等で納付したとする申立内容についても、特段不自然な点はうかがえない。

また、申立期間①及び②は、それぞれ10か月間及び3か月間と短期間であることなどを踏まえると、申立期間①直後の昭和44年10月から45年3月までの保険料を過年度納付している申立人が、申立期間①及び②の保険料を過年度納付しない理由は見当たらない。

一方、申立期間③について、申立人のオンライン記録を見ると、平成18年2月に、申立期間③直後の昭和47年11月から50年1月までの期間(申立人が会社に勤務していた期間)が厚生年金保険被保険者期間であることが判明したことにより、そのうち、重複納付となった48年4月から50年1月までの国民年金保険料について、申立人からの還付請求に基づき、申立人の指定口座に振込支払したこと等が具体的に記録されている。このことから、当該厚生年金保険被保険者期間のうち、48年3月以前の期間は、国民年金保険料の未納期間であったことが推認できるとともに、当時における保険料の納付は、基本的に3か月単位であることから、保険料の未納期間は、申立期間③を含む47年10月から48年3月までの6か月間であったと考えられる。

また、申立期間③当時は、申立人が結婚し、実家から転居した直後であり、就職するなど、申立人の生活状況に大きな変化があった時期であると考えられる上、申立人は、入社後は、自宅に国民年金保険料の納付書が送付されてくるようになり、厚生年金保険に加入中も保険料を納付していたとしているところ、A市が国民年金保険料の徴収方法を納付書方式に変更したのは、昭和48年4月からであることから、印紙検認であった申立期間③を含む47年10月から48年3月までの6か月間に納付記録が無く、同年4月以降が保険料の納付済期間となっている申立人に係る当時の特殊台帳の記録と符合している。

さらに、申立人が申立期間③を含む昭和47年10月から48年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月から44年9月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から47年3月まで
② 昭和59年7月から60年9月まで

昭和39年ごろだと思いが、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その後、結婚するまでは送付された納付書により自分で金融機関で現金を添えて国民年金保険料を納付していた。

昭和46年4月に結婚してからは、自分が同じく納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付しており、どちらか一方のみの保険料を納付するようなことはなかったはずである。

金額については、はっきりとは覚えていないが、国民年金保険料は国民健康保険料及び電話料金を納付する際に同時に納付しており、国民健康保険料及び電話料金が未納であったことは無いことから、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和47年5月12日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付していたと申し立てているところ、オンライン記録を見ると、確認できる夫婦二人分の現年度及び過年度納付の別並びに納付日については、おおむね一致していることが確認でき、陳述内容と符合し、夫の申立期間②のうち、昭和60年7月から同年9月までの保険料は過年度納付されていることから、当該期間の申立人

の保険料のみ過年度納付しなかったと考えるのは不自然である。

しかし、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 5 月 12 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間①のうち、36 年 10 月から 44 年 12 月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできない。

また、申立人は、納付書により、国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、申立期間①当時は集金人による印紙検認方式が通例であり、制度状況と一致しない。

さらに、申立人の夫のオンライン記録を見ると、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 47 年度中において、昭和 9 年生まれの夫は 38 歳であるが、特殊台帳に誤って 11 年生まれと記載されていたことから、36 歳と判断され、年金受給権確保のために当該期間の保険料 1 年分を過年度納付したと考えられる一方、申立人は、当時は未だ 29 歳であり、過年度納付することなく年金受給権を確保できる状況にあった。

加えて、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付していたと申し立てているところ、夫のオンライン記録を見ても、申立期間②のうち、昭和 59 年 7 月から 60 年 6 月までの保険料は未納とされている上、申立人は、どちらか一方のみの保険料を納付したことは無いとも陳述している。

このほか、申立期間①及び②のうち、昭和 59 年 7 月から 60 年 6 月までの期間の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年12月まで

時期は定かではないが、昭和43年4月の結婚後しばらくして、既に国民年金に加入していた妻に勧められ、A市B区役所において、自分で加入手続を行い、また、手続後の保険料については、自宅へ来た集金人に、自分又は妻が納付していた。

加入手続した当時、集金人が、過去1年分は集金人にさかのぼって納付できると言うので、取りあえず、手持ちの現金から、その時納付した妻の分の2倍ぐらいの金額を、その集金人へ納付した。さらに、後日、A市B区役所の窓口へ行ったような記憶があるが、はっきりとは覚えていない。

申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和44年3月17日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、43年4月から同年12月までの国民年金保険料については現年度保険料となることから、集金人に納付することは可能である。

また、オンライン記録を見ると、申立期間以降の国民年金保険料について未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、さかのぼって納付した国民年金保険料のうち、取りあえず、手持ちの現金から、妻の保険料額の2倍からもう少し高い額を集金人へ納付したとしているところ、昭和44年1月から同年3月までの妻の保険料額は750円であるところ、申立人が、現年度納付可能な43年4月から同年12月ま

での保険料を一括して納付したとすると、1,800円となり、陳述する金額がおおむね一致する。

一方、申立人は、集金人及び区役所でのみ納付していたと陳述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点からみて、昭和43年3月以前の国民年金保険料については、過年度保険料となり、集金人及び区役所では納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和43年3月以前の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が、申立期間のうち、昭和43年3月以前の申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を平成11年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月21日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社B支店から同社本社へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社提出の従業員名簿及び事業主の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(平成11年3月21日にA社B支店から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における平成11年4月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が、平成11年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 9 年 12 月 1 日にA社に入社し、10 年 3 月 31 日まで勤務し、その後、同年 4 月 1 日に関連会社であるB社に異動した。しかし、社会保険事務所(当時)の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっている。関連会社への異動なので、申立期間は在籍していたことは当然であり、被保険者記録も空白となるはずがない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人提出の給与明細書及びA社提出の賃金台帳により、申立人は、申立期間も同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成 10 年 2 月の社会保険事務所の記録から、59 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、A社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は平成 10 年 3 月 31 日付けで厚生年金保険の資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は、申立人に係る資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年8月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年11月1日から41年3月1日まで
② 昭和41年8月1日から同年12月1日まで

申立期間①は、昭和40年11月1日にC社にD業務従事者として入社し、入社当初はD業務とE業務を兼任していたが、入社して1か月後からはE業務のみを担当し勤務していた。

申立期間②は、昭和41年8月1日にC社からA社B支店に転籍したが、申立期間も継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答があった。申立期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、C社の当時の社会保険事務担当者及びA社B支店における複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、昭和41年8月1日にC社からA社B支店に転籍し、申立期間において、同社B支店で勤務していたものと認められる。

なお、C社及びA社B支店両社の商業登記簿によると、両社の役員の一部は兼任していることが確認できる上、同僚の陳述から両社は関連会社であったこ

とが認められる。

また、C社の当時の社会保険事務担当者は、「A社B支店はC社から独立して、給与の支払い及び社会保険事務を行っていたが、従業員は転勤と同様に取り扱っていた。従業員が両社間で転籍する場合、転籍元と転籍先が連絡を取り合い、社会保険の加入に空白が生じないようにしていた。また、厚生年金保険料についても、転籍によって空白が生じないように給与から控除していたので、申立人の申立期間においても継続して社会保険料を給与から控除していた。」旨の陳述が得られたほか、上記の複数の同僚のうち、申立人とほぼ同時期に、C社からA社B支店へ転籍した同僚は、転籍後も厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたと陳述している上、当該同僚の加入記録をみても、転籍に伴う空白は生じていない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年12月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、A社B支店の後継会社であるF社は平成6年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A社B支店の申立期間当時の元事業主は所在が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、C社における複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間当時、同社で勤務していたことが推認される。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した同僚のうち、申立人と同様にD業務従事者又はE業務従事者として勤務していた同僚について、同社への入社日及び同社での厚生年金保険の資格取得日等を調査したところ、複数の同僚は、いずれも入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、C社の当時の社会保険事務担当者は、「E業務担当の従業員は、入社後数か月間は見習い期間として社会保険には加入させていなかった。」と陳述しているほか、E業務担当であった複数の同僚からも同趣旨の陳述が得られた。

さらに、申立期間当時、C社のH部においてI業務を担当していた同僚は、「入社から数か月間は見習い期間として社会保険に加入していなかった。この取扱いについては、職種にかかわらず、同様であった。」と陳述しているほか、上記の社会保険事務担当者は、「社会保険に加入させる前は、給与から厚生年

金保険料を控除していなかった。」と陳述している。

これらのことから、申立期間当時、C社は、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、C社の申立期間当時の元事業主の所在は不明であるほか、同社の後継会社であるG社においても元役員であった上記の社会保険事務担当者及び上記被保険者名簿から抽出して調査した複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に申立人に該当する厚生年金保険被保険者記録は見当たらないほか、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、標準報酬月額に係る記録について、申立期間のうち、平成10年11月から11年10月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年11月1日から13年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、標準報酬月額に係る記録を、11年11月及び同年12月は28万円、12年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月から同年11月までの期間は32万円、同年12月及び13年1月は34万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月から同年9月までの期間は32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から13年10月1日まで

私は、平成3年6月8日から13年11月1日までA社で勤務した。送付されてきた「ねんきん定期便」を見ると、勤務期間のうち10年11月から13年9月までの標準報酬月額と控除額が、所持している給料明細書の給与支給額と比べ低く記録されている。給料明細書を提出するので、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年11月1日から11年11月1日までの期間については、オンライン記録によると、当初、標準報酬月額は38万円と記録されていたところ、同年11月1日付けで、10年11月1日にさかのぼって15万円に

減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、標準報酬月額について、申立人と同様に18名の同僚が平成10年11月1日にさかのぼって減額訂正処理されていることも確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、申立期間当時、同社は、社会保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記のような遡^{そきゅう}及減額処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち、平成10年11月から11年10月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行った日と同日付けで、平成10年10月1日の定時決定において標準報酬月額が15万円と記録されているところ、当該処理日以降の期間については、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成11年11月1日から13年10月1日までの期間についても、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給料明細書等における保険料控除額又は報酬月額から判断すると、申立期間のうち、平成11年11月及び同年12月は28万円、12年1月は30万円、同年2月は32万円、同年3月は30万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月は34万円、同年7月から同年11月までの期間は32万円、同年12月及び13年1月は34万円、同年2月及び同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月から同年9月までの期間は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、上記給料明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額に係る記録を、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月31日
② 平成16年12月28日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の平成16年の賃金台帳により、申立人は、16年8月31日及び同年12月28日において、いずれも30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月22日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る16年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における平成16年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額に係る記録を、40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月31日
② 平成16年12月28日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の平成16年の賃金台帳により、申立人は、16年8月31日及び同年12月28日において、いずれも40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月22日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る16年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月31日は45万円、同年12月28日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月31日
② 平成16年12月28日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の平成16年の賃金台帳により、申立人は、16年8月31日及び同年12月28日において、それぞれ45万円及び50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月22日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る16年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成16年8月31日は40万円、同年12月28日は45万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月31日
② 平成16年12月28日

申立期間にA社から支給された賞与について、事業所が賞与支払届の届出をしていなかったため、厚生年金保険料が納付されていない状態となっている。

保険料は賞与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の平成16年の賃金台帳により、申立人は、16年8月31日及び同年12月28日において、それぞれ40万円及び45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成21年6月22日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る16年8月31日及び同年12月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 7097

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 12 月 19 日に支給された賞与において、35 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 35 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 19 日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳等によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳等により、申立人は、平成 18 年 12 月 19 日に支給された賞与において 35 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 18 年 12 月 19 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年8月20日、同年12月19日、18年8月3日及び同年12月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、17年8月20日、同年12月19日及び18年8月3日は20万円、同年12月19日は21万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月20日
② 平成17年12月19日
③ 平成18年8月3日
④ 平成18年12月19日

申立期間①、②、③及び④に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳等によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の賃金台帳等におい

て確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年8月20日、同年12月19日及び18年8月3日は20万円、同年12月19日は21万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年8月20日、同年12月19日、18年8月3日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年8月20日、同年12月19日、18年8月3日及び同年12月19日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、17年8月20日は33万円、同年12月19日及び18年8月3日は33万5,000円、同年12月19日は54万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月20日
② 平成17年12月19日
③ 平成18年8月3日
④ 平成18年12月19日

申立期間①、②、③及び④に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳等によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の賃金台帳等におい

て確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年8月20日は33万円、同年12月19日及び18年8月3日は33万5,000円、同年12月19日は54万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年8月20日、同年12月19日、18年8月3日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C部門における資格喪失日に係る記録を昭和61年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月21日から同年11月1日まで

私は、昭和61年4月にA社C部門に入社後、同年11月1日付けで同社E支店に転勤したが、社会保険事務所（当時）の記録では、この転勤に伴い、同年10月21日から同年11月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得がいかないので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びD健康保険組合より提出された健康保険資格喪失証明書から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和61年11月1日にA社C部門から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C部門における昭和61年9月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年11月20日から26年8月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を25年11月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月1日から26年8月25日まで

私は、父の看病のため、昭和25年3月にA社を退職した。その後、父の容態も安定し、上司からの誘いもあったため、同年8月ごろに同社に再入社し、52年4月に退職するまで継続して勤務した。

ところが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間については厚生年金保険に未加入とされている。納得できないので調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和25年11月20日から26年8月25日までの期間については、同僚の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社で勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社で被保険者資格を取得している者を抽出して文書照会を行ったところ、回答が得られた6名のうち、申立人と同種の業務に従事していた同僚2名は、「自分自身のA社における勤務期間と被保険者期間は一致しており、当時会社は社員全員を社会保険に加入させていたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和25年11月20日から26年8月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和26年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主も死亡しており回答を得ることができないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和25年8月1日から同年11月20日までの期間については、申立人は、「再入社したのは父親の容態が安定した昭和25年8月ごろだったと思う。遅くとも同年12月までに入社したことは間違いない。」と陳述しており、再入社 of 時期については記憶が定かでない。

また、複数の同僚を抽出調査したが、当該期間における申立人の勤務実態についての陳述を得ることはできず、A社は既に解散し、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の在籍及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和25年8月1日から同年11月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月29日から同年7月1日まで

私は、昭和50年4月1日にA社に入社し、同年7月1日付けで、同社と親子関係にあったB社（現在は、C社）に転籍した。

しかしながら、社会保険庁（当時）の記録を確認すると、A社における資格喪失日が昭和50年6月29日、B社における資格取得日が同年7月1日となっており、申立期間について厚生年金保険加入記録が空白とされている。

当時のA社の社会保険事務担当者が、資格喪失日を誤って届け出たと思われるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出された在籍証明書及び同社の社会保険事務担当者の回答から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和50年7月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないとしていることから、事業主が昭和50年6月29日を資格

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 2 日から 38 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 8 月 2 日から 38 年 10 月 31 日まで A 県の B 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）から当該期間については、脱退手当金が支給済みであるとの説明を受けた。脱退手当金は請求も受給もしていないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和39年1月7日に支給決定されていることが確認できる。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にあるD社及びF社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、3回の被保険者期間のうち、最初の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、オンライン記録を見ると、申立人は、脱退手当金が支給決定されている昭和39年1月7日の約4か月後にC社に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、B社退職時に脱退手当金を請求する意思を有していなかったものと考えるのが自然である。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した女性14人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある者は申立人を含めて2人だけであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

大阪厚生年金 事案 7104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。昭和43年3月21日にA社(本社)入社後、子会社のB社への異動はあったが、退職する平成元年2月16日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人がA社及び関連会社のB社に継続して勤務し(昭和46年2月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年12月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が所在不明のため確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和46年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和48年8月は6万4,000円、平成5年10月から6年5月までの期間は28万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月1日から同年9月1日まで
② 平成5年10月1日から6年10月1日まで

私は、昭和48年3月8日から平成11年11月30日までA社でB業務に従事していた。申立期間の給与明細書の支給額合計及び厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載の標準報酬月額及び保険料控除額が相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和48年8月は6万4,000円、平成5年10月から6年5月までの期間は28万円、同年6月は26万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月28日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同社に昭和47年4月1日に就職し、60年3月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、賃金台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に昭和60年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年3月分の給与明細書で確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

大阪厚生年金 事案 7107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在はB社）本部における資格取得日に係る記録を昭和47年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年3月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から48年7月までは4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月27日から48年8月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は、A社に昭和45年3月に入社し54年に退職するまで継続して勤務したので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の人事記録、厚生年金基金及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和47年3月27日にD組織からA社本部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C組織の記録から、47年3月から同年9月までは4万2,000円、同年10月から48年7月までは4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、申立てどおりの資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届並びにこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和48年8月21日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年3月から48年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月27日から同年11月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている旨の回答をもらった。
当時、私は、A社B支店から同社C支店に異動しただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、A社及びD健康保険組合等の回答から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し(昭和40年11月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年9月の社会保険事務所の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主における納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年3月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月22日から同年6月1日まで

私は、昭和51年4月から平成10年8月末までA社及び同社の親会社のB社に継続して勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和57年3月22日から同年6月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人とほぼ同時期にA社に入社した同一職種の同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間も含めてB社及びA社に継続して勤務し（昭和57年3月22日にB社総本社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年6月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和61年4月10日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であるが、厚生年金保険の記録における資格取得日と雇用保険の記録における資格取得日がいずれも57年6月1日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ取得日として記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年2月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月1日から13年1月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社での私の厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されていることが分かった。

しかし、当時、私が実際に受け取っていた給与額は、手取額で40万円から50万円程度であったので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年2月1日から10年10月1日までの期間について、オンライン記録において、A社での申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する47万円と記録されていたところ、申立人が同社在職中の同年5月7日付けで、9年10月1日の定時決定を超える同年2月1日に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、当該期間については、訂正前の標準報酬月額である47万円又は同額以上の給与が支給されていること、及び平成9年2月から10年4月までの期間については、標準報酬月額47万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが、A社から提出された9年分及び10年分の源泉徴収簿兼賃金台帳から確認できる。

また、オンライン記録から、A社のほかの取締役二人の標準報酬月額についても、申立人と同様に、平成10年5月7日付けで、遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票の事蹟^{じせき}から、当時、同社は、事業不振により厚生年金保険料等を滞納し、保険料納付計画をめぐり、社会保険事務所と協議を重ねていたことが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿から、申立人は、平成10年2月13日から14年4月30日まで同社の取締役であったことが確認できるものの、申立人は、「私は、A社のB業務を担当しており、社会保険の手続等については、社長が行っていた。」旨陳述しており、同社に係る滞納処分票の事蹟には、同社の担当者として申立人の氏名は見当たらない上、同社の現在の事業主は、「申立人は、当社のB業務担当の役員であり、標準報酬月額の変更処理に関与することは無かった。」旨陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、平成10年5月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考へ難く、申立人について、9年2月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間のうち、同年2月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成10年10月1日から13年1月31日までの期間について、オンライン記録において、前述の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）において、標準報酬月額が9万8,000円と決定されて以降、毎年同額で定時決定が行われており、前述のような標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた事実は確認できない。

また、A社から提出のあった申立人に係る源泉徴収簿兼賃金台帳を見ると、当該期間において控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と符合する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成10年10月1日から13年1月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年10月1日から4年7月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額は、18万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月1日から63年5月28日まで
② 昭和63年5月28日から平成3年10月1日まで
③ 平成3年10月1日から4年7月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。同社での給与額は、入社後1年から2年は28万円から30万円、それ以降は35万円であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初18万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年7月31日）よりも後の平成4年9月25日に、3年10月1日に遡^{そきゅう}及して8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人と同年に資格喪失した元従業員3人についても、申立人と同日付けで標準報酬月額が遡及訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年10月1日に遡及して標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間において 35 万円の給与を支給されていたと申し立てているが、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元役員及び申立期間に被保険者記録が有る元従業員に照会しても回答が得られず、このほかに申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、その主張する標準報酬月額（35万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①については、申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額（28万円から35万円）と異なっていると申し立てている。

しかし、A社で申立期間に被保険者記録が有る元従業員は、「自身の標準報酬月額に係る記録は、実際の給与支給額よりも低いとは感じない。」と陳述している。

また、A社は、上記のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は、昭和 57 年 3 月 10 日から 63 年 5 月 28 日まで、同社の代表取締役であったことが確認できるほか、申立期間に被保険者記録が有る別の元従業員も、「申立人は、社長であった。」と陳述していることから、当時、申立人が厚生年金保険料の納付について知り得る立場にあったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額（28万円から35万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、当時、上記のとおり、特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間について

は、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

申立期間②については、申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額（35万円）と異なっていると申し立てている。

しかし、A社で申立期間に被保険者記録が有る元従業員は、「私の給与額は25万円ぐらいであったと思う。」と陳述しているところ、同人のオンライン記録における標準報酬月額は30万円と記録されており、同記録に不自然な点は見られない。

また、A社は、上記のとおり、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、同社等から、申立人の申立期間②における保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人が当申立期間において、その主張する標準報酬月額（35万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年10月1日）及び資格取得日（昭和42年12月25日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月1日から同年12月25日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和42年4月1日から46年5月25日まで、B業務従事者として継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和42年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失後、同年12月25日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間もA社でB業務従事者として継続して勤務していたことが推認できる。

また、複数の同僚は、「申立人のほかにB業務従事者は2名おり、B業務従事者は常時3名体制であった。」と陳述しているところ、当該2名のB業務従事者は、申立期間も被保険者記録が継続していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立期間の事務担当者及び複数の同僚は、「当時、社員全員が厚生年金保険に加入していた。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月25日及び16年7月26日については、当該期間に支給された賞与において、15万円及び16万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年7月25日は15万円、16年7月26日は16万8,000円に訂正することが必要である。

また、平成18年7月25日及び同年12月11日については、オンライン記録における申立人の被保険者記録では、22万2,000円及び22万8,000円の標準賞与額の記録が有るものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、同年7月25日は22万2,000円、同年12月11日は22万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成16年7月26日
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月11日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間に係る賞与から、

平成 15 年 7 月 25 日は 15 万円、16 年 7 月 26 日は 16 万 8,000 円、18 年 7 月 25 日は 22 万 2,000 円、同年 12 月 11 日は 22 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 7 月 25 日、16 年 7 月 26 日、18 年 7 月 25 日及び同年 12 月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月15日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社本社から同社C支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録カード、B健康保険組合の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和53年6月1日にA社（本社）から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和53年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（本社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月15日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、現在勤務するA社において申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録カード、B健康保険組合の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和53年6月1日にA社（本社）から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和53年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、10万円及び25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年3月30日は10万円、同年8月10日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成19年8月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与から、平成19年3月30日は10万円、同年8月10日は25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月30日及び同年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 7117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、8万円及び20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年3月30日は8万円、同年8月10日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成19年8月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与から、平成19年3月30日は8万円、同年8月10日は20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月30日及び同年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 30 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与から、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月30日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与から35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与から、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、15万円及び30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年3月30日は15万円、同年8月10日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成19年8月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与から、平成19年3月30日は15万円、同年8月10日は30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月30日及び同年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、15万円及び30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年3月30日は15万円、同年8月10日は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成19年8月10日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与から、平成19年3月30日は15万円、同年8月10日は30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年3月30日及び同年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 10 日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与から5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 19 年 8 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から51年12月まで

私の夫は、昭和46年9月に会社を辞めて、自営業を開始したが、国民年金の加入手続及び保険料の納付は私に任せていた。

私の夫の納付記録を見ると、昭和52年1月からA市で保険料の納付が始まったことになっているが、自営業となってから時間がたちすぎていると思う。

私がA市で国民年金の住所変更届をし、保険料を納付し始めたのは、昭和49年3月以後のことであるようだが、夫の国民年金の加入手続と保険料の納付はもっと早く開始していると思うので、記録を調べ直してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和46年6月以降の早い時期に、その妻が、A市で国民年金の再加入手続を行い、同年6月以降の国民年金保険料も妻が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和55年1月30日に新規に取得の記載があり、申立内容と符合しない上、この時点において、申立人は制度上、申立期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は、申立期間直後の昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料を、国民年金の加入手続を行った55年1月30日に過年度納付していることが確認でき、申立人は国民年金の加入手続時に申立期間を含む自身の未納期間を認識していたものと考えられる。

なお、申立人は、申立人の実家があるB市で、別の国民年金手帳記号番号を払い出され、昭和36年4月から同年10月まで国民年金保険料を納付していることが確認できるが、同年11月21日に厚生年金保険に加入したため国民年金被保険者資格を喪失し、以後、同手帳記号番号による国民年金被保険者資格を取得（再取得）した手続が行われていないことから、同手帳記号番号により申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、各種の氏名検索を実施したが、申立人に対して昭和55年3月にA市で、及び昭和35年12月にB市で払い出された国民年金手帳記号番号以外に、別の手帳記号番号が発行された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断して、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年3月まで

私は、平成9年4月に、夫に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きをしてもらったところ、申立期間の国民年金保険料が未納であることが分かった。申立期間の保険料は、A市から納付書を郵送してもらうか窓口で直接もらうかして、私が、同年後半又は10年前半ごろに、夫婦二人分を1回又は2回に分けて銀行で納付した。2回に分けて納付したとすれば、期間は分割せずに2年分の保険料を2回に分けて納付したと思う。

私たち夫婦は、申立期間の保険料を納付し終えた時、「老後の年金もこれで安心やね。」と話したのを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、平成9年4月に、A市で、申立人に係る国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、同年後半又は10年前半ごろに、申立人が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を、1回又は2回に分けて過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金被保険者資格の種別変更時期をみると、平成9年4月14日にA市で第1号被保険者資格の取得手続きを行っていることが、21年3月16日付けでA市がB社会保険事務所（当時）に回答した申立期間に係る確認調査書から確認でき、申立内容と符合している。しかし、申立人が主張する9年後半時点では、申立期間のうち、7年4月から同年10月までの保険料の全部又は一部が、10年前半時点では、申立期間のうち、7年4月から8年4月までの保険料の全部又は一部が制度上納付できないことから、2年分

の保険料を納付したとする申立内容と符合しない。

また、A市は、「平成9年又は10年当時、原則として窓口で過年度保険料の納付書を作成しておらず、自宅に郵送することもなかった。」と説明していることから、同市で作成された納付書を使用して納付したとする申立人の陳述は不自然である。

さらに、オンライン記録を見ると、社会保険事務所（当時）が平成10年12月9日付けで申立人に係る過年度保険料の納付書を作成したとする事跡があり、少なくとも同日時点で申立期間の保険料は未納であったものと考えられる。なお、年金事務所は、「当該納付書は、申立期間のうち、平成8年11月から9年3月までの保険料について作成されたものである。」と説明しており、申立内容と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、いずれも社会保険事務所のオンライン化後であるところ、社会保険事務所は、コンピュータによる納付書作成、領収済通知書のOCR（光学式文字読取機）による入力等、過年度保険料の収納事務を機械化し、市中銀行等を経由し社会保険事務所へ送付された領収済通知書を集計した日計表の金額及び市中銀行等を経由し日本銀行へ入金された保険料の集計金額とを毎月突き合わせることにより記録管理の強化を図っていることから、納付記録に事務的過誤の生じる可能性は極めて低く、申立人夫婦共に事務的過誤が発生したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年3月まで

私は、平成9年4月に国民年金の再加入手続をしたところ、申立期間の国民年金保険料が未納であることが分かった。申立期間の保険料は、妻が、同年後半又は10年前半ごろに、夫婦二人分を1回又は2回に分けて銀行で納付した。2回に分けて納付したとすれば、期間は分割せずに2年分の保険料を2回に分けて納付したと思う。

私たち夫婦は、申立期間の保険料を納付し終えた時、「老後の年金もこれで安心やね。」と話したのを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月に、A市で、国民年金の再加入手続を行い、同年後半又は10年前半ごろに、申立人の妻が夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料を、1回又は2回に分けて過年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の再加入時期をみると、平成9年4月14日にA市で第1号被保険者資格の取得手続を行っていることが、21年3月16日付けでA市がB社会保険事務所(当時)に回答した申立期間に係る確認調査書から確認でき、申立内容と符合している。しかし、申立人が主張する9年後半時点では、申立期間のうち、7年4月から同年10月までの保険料の全部又は一部が、10年前半時点では、申立期間のうち、7年4月から8年4月までの保険料の全部又は一部が制度上納付できないことから、2年分の保険料を納付したとする申立内容と符合しない。

また、A市は、平成9年又は10年当時、「原則として窓口で過年度保険料の納付書を作成しておらず、自宅に郵送することもなかった。」と説明している

ことから、同市で作成された納付書を使用して納付したとする申立人の陳述は不自然である。

さらに、オンライン記録を見ると、社会保険事務所（当時）が平成10年12月9日付けで申立人に係る過年度保険料の納付書を作成したとする事跡があり、少なくとも同日時点で申立期間の保険料は未納であったものと考えられる。なお、年金事務所は、「当該納付書は、申立期間のうち、平成8年11月から9年3月までの保険料について作成されたものである。」と説明しており、申立内容と符合しない。

加えて、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したとする時期は、いずれも社会保険事務所のオンライン化後であるところ、社会保険事務所は、コンピュータによる納付書作成、領収済通知書のOCR（光学式文字読取機）による入力等、過年度保険料の収納事務を機械化し、市中銀行等を経由し社会保険事務所に送付された領収済通知書を集計した日計表の金額と、市中銀行等を経由し日本銀行に入金された保険料の集計金額とを毎月突き合わせることにより記録管理の強化を図っていることから、納付記録に事務的過誤の生じる可能性は極めて低く、申立人夫婦共に事務的過誤が発生したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から60年1月まで

昭和58年2月に退職する時、勤務先の事務担当者から「国民年金に加入しないと年金は無くなりますよ。」と言われたので、退職した後すぐにB市役所の窓口で国民年金の加入手続をした。

申立期間当時、妻が半年又は1年単位で市役所内にあったA銀行において、夫婦二人分の保険料を納付していた。

妻が夫婦二人分の保険料を納付していたのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年2月に会社を退職後、B市で国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和60年3月22日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できるところ、58年2月に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない上、申立人のB市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、60年2月1日に国民年金の任意加入資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であるため、保険料を納付することはできない。

また、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から61年3月まで

私は、国民年金加入後、時期は定かでないが、付加保険料も納付しておいた方が将来年金を受け取るときに得だと聞き、付加保険料も納付していた。付加保険料額は、400円又は700円だったと思う。

付加保険料が未納の記録にされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、時期は定かでないが、付加年金に加入し、付加保険料も納付していたと申し立てている。

そこで、申立人のA市の国民年金被保険者名簿を見ると、付加年金の加入について記録する所得比例欄には、加入年月日及び辞退年月日の記録が無い上、申立人が付加年金に加入したことをうかがわす形跡は見当たらない。この場合、申立人は、付加保険料を納付することはできない。

また、申立人の納付に関する記録を見ると、申立期間のうち、納付記録が残存している昭和42年4月から56年3月までの保険料は、定額保険料のみが納付された記録となっていることが市の国民年金被保険者名簿から確認できる上、申立期間中には、付加保険料を納付することができない過年度納付の記録及び納付期限後にさかのぼって納付している記録が確認できるが、これらの記録に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は19年と長期間であり、行政側がこれだけの長期にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から平成2年5月まで

私は、夫が国民年金に加入したと同時に国民年金に加入しようとしたが、国籍がA国のため加入できなかった。昭和57年に私も加入できることを知り、市役所の年金課に行き加入手続を行った。保険料の納付については、夫は途中から口座振替に変えたが、私は市役所から送られてきた納付書で月末に銀行窓口で納付しており領収書も保管していた。

平成16年9月に年金受給手続のために社会保険事務所（当時）に行った時、亡くなった主人の遺族年金より、私の厚生年金保険の受給額の方が多いいということなので、その変更をしてもらい、その時に職員の方が万全ですと言ったので保険料納付を証明できる書類は処分した。

ねんきん特別便が来て未納があることを初めて知った。私は差別的政策で国民年金に入れなかった時は本当に悔しい思いでしたので、権利獲得からすぐに国民年金に加入し、保険料納付を続けてきたのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年に国民年金の加入手続を行い、保険料は月末に銀行で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、申立人の前後の第3号被保険者の加入状況から、申立人が加入手続を行ったのは、平成4年8月前後であると推定されるどころ、加入手続時点で、申立期間の保険料は時効により、制度上納付することはできない。

また、申立人の保険料の納付状況をみると、申立人は申立期間直後の平成2年6月から4年3月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記

録から確認できるが、その納付日は、平成2年6月分の保険料を4年7月31日の時効直前の時期に納付し、その後の保険料についてもそのほとんどが時効直前に納付していることがオンライン記録から確認できることから、申立人は、国民年金に加入手続後、保険料納付が可能な期間までさかのぼって保険料を納付したことがうかがえる。

さらに、申立期間は101か月と長期間であり、行政側がこれだけの長期間にわたり事務的過誤を継続するとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 4523 (事案 993 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年12月まで

昭和36年当時結婚はしていたが、年が若かったので母親が代わりに国民年金保険料を支払ってくれていた。保険料は100円ぐらいで、自宅に集金に来ていた。保険料は少しずつ上がっていったと母親から聞いたのを記憶している。

昭和50年ごろに母親から自分で支払うように言われ、支払い始めたが未納もあったと思う。

60歳になり区役所に年金のことについて相談に行ったところ、17万6,000円を支払ったらもらえると言われたので、昭和50年から61年の間の未納分かと思い支払いました。もらえるようになりましたが、月1万円は少ないと思います。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月18日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認でき、この場合、申立期間のうち、払出時点から2年強以前の期間については徴収権の消滅により、制度上国民年金保険料を納付することができない期間になっている、ii) 申立人の資格記録を見ると、36年4月1日に強制加入として資格を取得後、43年3月1日に資格を喪失、その後は申立期間直後の50年1月10日付け任意加入により再取得となっていることがオンライン記録から確認できる。一方、36年4月1日付けで資格を取得及び43年3月1日付けで資格を喪失した処理は、平成10年2月20日になされていることが同様に確認できる。さらに申立人の特殊台帳を見ると、最初の資格記録は、申立人の夫が厚生年金保険加入者であった昭和50年1月10日付け任意加入とし

て管理されている。これらの点を踏まえると、申立人の加入手続は、任意加入として同年1月10日になされたものと推定でき、この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない、iii) 60歳当時17万6,000円を納付したとあるが、この金額について、オンライン記録から過年度保険料を平成11年3月に納付したものと考えられ、この場合、納付時点では、申立期間及び申立人陳述の昭和50年から61年までの未納分は、制度上、既に納付できない期間となっている、iv) 別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今般の申立てに当たり、保険料の納付を示す資料として新たに実弟及び叔母（母親の妹）が申立人に係る保険料を申立人の母親が支払っていたことを申立人の母親からよく聞かされていた旨の記載がある書面を提出したが、当該書面及び両者の陳述から、納付期間、納付金額及び納付方法等の国民年金保険料の納付を示す状況を確認することはできず、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年7月までの期間及び同年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年7月まで
② 平成元年9月から同年11月まで

私は、国民年金の保険料納付については妻に任せていたが、申立期間の保険料について、妻は、「夫婦二人分の保険料を期限ぎりぎりまで納付したことをはっきり覚えているし、自分の保険料だけ納付して、夫の保険料を納付しないことは絶対はない。」と言っており、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及び市の被保険者名簿によると、申立人は、厚生年金保険に加入した昭和58年2月から、申立期間を経て次の厚生年金保険の資格を喪失した平成5年3月まで国民年金に未加入であることが確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の妻のオンライン記録によると、平成3年10月に納付書が作成されていることが確認できるとともに、申立期間のうち、元年5月以降の保険料は、時効の成立間際で納付されていることから、この納付書は申立期間の未納について作成されたものと推認できるが、申立人については、行政側は申立期間を未加入期間と認識しており、納付書の作成は無かったものと考えられ、この場合、申立人の妻は、申立人の保険料を同時に納付することはできない。

さらに、申立人の妻は、申立期間7か月のうち、6か月において保険料の納付月が異なっていることがオンライン記録から確認でき、このすべてにおいて、夫婦二人分一緒の納付にもかかわらず、申立人のみに事務処理の誤りが生じたと考えるのは不自然である。

加えて、申立人は、保険料納付につき、妻に一任していたとのことであり、納付をめぐる記憶は定かでない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納

付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月

私は、それまで勤めていた会社を辞めた平成13年10月ごろに、会社から教えられた退社後の手続案内に従って、A市内にあった社会保険事務所(当時)に行き、妻と私の二人の国民年金の加入手続を行った上、同時に申立期間分として持参していた夫婦二人分の保険料2万数千円を、社会保険事務所の窓口にて、現金で納めたことを確かに記憶している。

その際、領収書を受け取ったかどうかは忘れてしまったが、夫婦二人分を一緒に納めた妻が納付済みになっていながら、一方の私の記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年10月ごろ、住所地を管轄する社会保険事務所の窓口で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、同時に、申立期間に係る保険料についても、夫婦二人分を現金で納付したとしているが、申立人に係るオンライン記録によると、申立人の公的年金加入記録は厚生年金保険の被保険者期間の記録のみであり、国民年金に係る記録は見当たらない。

また、未統合記録の有無を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行うも、その存在はうかがえず、この場合、申立期間は未加入期間となることから、制度上、保険料を納付することはできず、このことは、社会保険事務所で平成15年8月26日付けで作成された国民年金未適用者一覧表において、申立人が国民年金未加入者として認識されていることとも整合する。

さらに、申立人の妻の資格記録についてオンライン記録を見ると、昭和61年11月26日付けで第3号被保険者として事務処理されているのが確認できる

ことから、申立人の妻がこの時期に国民年金に加入していると推認でき、このことは、平成13年10月ごろ夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立内容とは一致しない上、併せて申立人の妻の保険料納付記録を見ると、申立期間の保険料は納付済みであるものの、その保険料納付日は同年12月11日であるのが確認できることから、同年10月ごろに夫婦一緒に申立期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したとする主張とも一致しない。

加えて、申立人は、平成13年10月ごろに、社会保険事務所の窓口で申立期間に係る保険料を現金で納付したとしているが、申立期間当時、社会保険事務所の窓口では現年度保険料の収納は取り扱っていなかったとしていることから、申立内容とは一致せず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年11月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年11月から6年3月まで
昭和62年8月ごろ、A市（現在は、B市C区役所）に転入届を出す時、私は同時に国民年金の再加入手続をし、以後の国民年金保険料は、A市役所の窓口又は同市役所内の金融機関で、納付書のようなものに現金を添えて納めていたような記憶がある。また、自分では資格の喪失の手続をした覚えも無く、申立期間中は、自分で店などをしながら継続的に保険料を納めてきたはずであるので、申立期間の国民年金記録が未加入かつ未納期間とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、昭和62年8月1日に厚生年金被保険者資格の喪失に伴い国民年金被保険者資格を再取得しているものの、この資格の取得記録は、平成8年11月に、社会保険事務所（当時）によって、職権^{そきゆう}で遡及処理されたものであることが確認できる上、申立期間の前後の期間は未納期間となっており、このことは、昭和62年8月ごろにA市役所で国民年金の再取得手続を行い、以後、継続的に保険料を納付していたとする申立内容とは一致しない。

なお、申立人のオンライン記録及びB市の国民年金被保険者記録によると、申立期間は未加入期間となっており、制度上、保険料が納付できない期間とされていることが確認できるが、当該申立期間は本来であれば未納期間であるため、仮に、申立期間の国民年金保険料が継続的に納付され、その後、何らかの事務的過誤によって申立期間が未加入期間に訂正処理された場合、当該申立期間に係る納付済保険料は、システム上、過誤納記録として認識され、オンライン記録にも処理事跡が収録されることになるものの、申立人のオン

ライン記録上に当該事跡は見当たらず、申立人自身も国民年金保険料の還付を受けた記憶は無いとしていることから、申立期間の保険料については、納付されなかったものと考えるのが自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は申立期間前後を通じて、保険料額等、保険料納付をめぐる具体的な記憶は少なく、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)も無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から43年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から43年2月まで

私は、申立期間当時は、母、兄及び弟と同居しており、母から、国民年金保険料の時効が消滅する半年ほど前に、過去の未納保険料を一括して納付したことを聞かされていた。母が保険料を納付した時期は、昭和45年ごろであったように思う。

母及び兄は、亡くなるまで国民年金を受給しており、弟も現在年金を受給中であるのに、私だけ、国民年金の納付記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人の公的年金記録は、昭和45年3月以降における厚生年金保険の被保険者期間を有するのみであり、国民年金被保険者期間の記録は見当たらないことから、同年2月以前の申立期間を含む期間は、記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年6月に申立人の兄と連番で払い出されているところ、申立人の手帳記号番号には「消除」のゴム印が押され、当該手帳記号番号は、納付記録が無いまま基礎年金番号に未統合となっている上、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性についても、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールによりすべて確認し、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付については、既に亡くなった申立人の母親が行っていたと陳述し、申立人自身は直

接関与していないことから、加入当時の事情及び納付状況は不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人の母親から、国民年金保険料の時効が消滅する半年ほど前に、過去の未納保険料を一括して納付したことを聞かされていたと申し立てているところ、母親については、国民年金制度が発足した昭和36年4月から46年3月までの10年間は保険料の納付済期間となっている。

そこで、申立人の母親に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和45年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、母親は「10年年金」の対象者である明治43年生まれであることから、当該納付済期間の保険料は、当時実施されていた特例納付期間中に「10年年金(継続分)」の保険料として一括して納付したものと推認される。一方、当時同居していたとする申立人の兄は、昭和36年4月から39年3月まで保険料の未納期間となっているほか、申立人の弟については、申立人同様、国民年金被保険者期間の記録を有しないことから、母親が一括して納付したとする保険料は、母親自身の保険料のことであったと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から9年9月まで

私は、体調を崩して入院することになったので、平成8年11月に会社を退職し、父と一緒に社会保険事務所（当時）で私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料も、私が社会保険事務所の窓口で、任意継続の健康保険料と一緒に、毎月現金で納付していたのに、申立期間に国民年金の加入記録が無く、納付済期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、基礎年金番号導入後の平成15年6月に、申立人に対し、国民年金の第1号被保険者の取得勧奨を行ったことが記載されている上、同年5月から半額免除が開始されていることを踏まえると、このころに申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、申立人が、申立期間直後の9年10月に再就職先を退職し、当該厚生年金保険の被保険者資格を喪失した14年10月3日までさかのぼって、初めて国民年金の第1号被保険者の資格を取得していることが確認できる。したがって、申立期間は、記録上、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人の基礎年金番号（厚生年金保険記号番号）以外に、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続に関する申立期間当時の受付窓口は、市区町村

の窓口のみであり、社会保険事務所の窓口で受け付けが可能となったのは、平成14年4月以降であることから、申立人が、会社を退職後、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行ったとする記憶は、同年10月に再就職先を退職して以降の記憶であるとみるのが自然である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から53年3月までの国民年金保険料(付加保険料を含む)については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から53年3月まで

昭和49年1月*日に日本国籍を取得して、その翌月に、A市B区役所に行った際に、職員から「日本国民は国民年金に加入する義務があります。」と言われたため、自分自身でその場で付加年金も含めて、国民年金への加入手続を行った。

その後、役所から送付された白い納付書を持って、毎月中旬ごろ、国民年金保険料(付加保険料を含む)を近くの郵便局で納付していたはずである。

月額国民年金保険料額は、最初は1,000円から1,500円ぐらいの間で、付加保険料が120円ぐらいだったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年2月にA市B区で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているものの、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市C区において、昭和53年4月26日を国民年金任意加入被保険者の資格取得日として、同年8月30日に払い出されており、申立期間は国民年金未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の記載を見ても、住所欄はA市C区とされている上、資格取得日及び付加年金への加入日も昭和53年4月26日とされている一方、申立人は、当該手帳以外の手帳の交付を受けた記憶は無いとしている。

さらに、申立期間当時の住所地であるA市B区及び同市C区における国民

年金被保険者名簿は既に廃棄されているため、申立人の納付記録を確認することはできない一方、その後の転居先であるD市保存の被保険者名簿を調査したが、申立期間に係る国民年金保険料の納付事跡は認められなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、A市B区及び同市C区において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人は、申立期間当初の定額国民年金保険料月額が1,000円から1,500円ぐらいの間で、付加保険料月額は120円ぐらいであったと陳述しているものの、当時の定額保険料額は月額900円であり、また、付加保険料月額も400円であり、金額が一致しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月から25年2月まで
社会保険事務所(当時)に船員保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社(現在は、B社)が所有するC船にD業務従事者として乗っていたので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社が所有するC船にD業務従事者として乗り、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に乗っていたとするC船は、社会保険事務所において、船員保険の適用船舶としての記録は無い。

また、オンライン記録によると、A社は、申立期間より後の昭和25年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が申立期間当時の事業主として記憶する者の被保険者記録が確認できるが、同人は既に死亡しており、B社も、申立期間当時の人事記録や賃金台帳等の関連資料を保管していないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚3人の氏名を記憶しているが、前述の被保険者名簿において、これらの者の記録は確認できず、また、その連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 4 日から 43 年 2 月 8 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社にB業務従事者として勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が商号変更したC社は申立期間当時の資料を保存しておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る男性の元従業員に照会し、回答の有った7人について、同人たちが記憶している自身の入社時期と当該被保険者名簿上の資格取得日を比較したところ、入社日の3か月から7か月後に資格を取得している者が多数確認できるほか、入社日の異なる者が同一日に資格を取得していることも確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間より前の昭和 42 年 5 月 1 日に資格を取得した者が4人確認できるが、その次にA社において被保険者となった男性従業員の資格取得日は、申立期間より後の43年4月29日であることから、同社では、申立期間当時、一定期間内に入社した男性従業員を、特定日にまとめて厚生年金保険に加入させる取扱いであったものの、申立期間においては、その手続が行われなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、入社時期に1か月から2か月の違いはあるかもしれないがほぼ同時期に入社及び退職したとする同僚のB業務従事者4人の名前を記憶しているところ、前述の被保険者名簿において、当該4人のうち2人は、まとめて厚生年金保険に加入させる手続が行われたと思われる昭和42年5月1日（申立期間前）に資格を取得しているが、残りの2人の被保険者記録は確認できない。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から 42 年 5 月まで
② 昭和 49 年 4 月 27 日から 50 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。申立期間①は、それ以前からA社に勤務していた兄の紹介で、中学校卒業と同時に同社に就職し、C業務に従事した。申立期間②は、B社で、D業務従事者として勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主の子である現在の事業主は、「当社が法人となった昭和 39 年 1 月以降は、すべての従業員について労働者名簿を作成し保管している。当社に勤務していた申立人の兄の労働者名簿はあるが、申立人の労働者名簿は見当たらないので、申立人は当社には勤務していない。」としており、申立期間当時の経理事務担当者も、「A社は申立人を雇用していないと思う。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 6 人に照会し 1 人から回答を得たが、同人は申立人を記憶していない。

さらに、申立人は、「私は、A社の従業員であった兄の紹介で同社に就職し、昭和 42 年 5 月に退職した。兄は、私が退職した後も 3 年から 4 年ほど継続して同社に勤務した。」と陳述しているところ、オンライン記録を見ると、申立人の兄は、申立人が退職したとする昭和 42 年 5 月の約 11 か月前である 41 年

6月に、同社で被保険者資格を喪失し、その約4か月後の同年10月には、ほかの事業所で被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の当該陳述内容は、兄の厚生年金保険の加入記録と符合しない。

加えて、申立人及び複数の元従業員の陳述から、申立期間当時のA社の従業員数は10人から15人程度であったと考えられるところ、前述の被保険者名簿で確認できる申立期間当時の被保険者数は6人前後であることから、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間②については、雇用保険の記録及び元従業員の陳述から、申立人が申立期間にB社でD業務従事者として勤務していたことが認められる。

しかし、同僚の一人は、「申立人のようなD業務従事者は日給制であり、日給制の従業員の中には、厚生年金保険に加入していない人もいた。」旨陳述しているところ、申立期間同時にB社の従業員で、後に同社の役員となった者は、「申立期間当時、B社には、日給制の従業員がおり、これらの従業員は、厚生年金保険に加入していなかった可能性がある。日給制の場合は、働いた分しか給与が支給されないので、給与が安定していることが前提の厚生年金保険にはそぐわないと解釈している。」としている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し8人から回答を得たが、そのうち3人が、「雇用保険、厚生年金保険それぞれについて、加入するかどうかの希望を聞かれた。」としている。

さらに、申立人は、申立期間において雇用保険に加入しているが、元従業員について、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録を確認すると、厚生年金保険の被保険者期間に雇用保険の加入記録が無い者が確認できることから、申立期間当時、B社では、必ずしも従業員を両保険に同時に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7127

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
社会保険事務所(当時)の職員から、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い額に訂正されていると説明を受けた。申立期間当時、同社の代表取締役であったが、社会保険関係の事務手続には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は59万円、資格喪失日は平成3年9月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成3年8月31日)より後の同年9月18日付けで、申立期間の標準報酬月額が28万円に、資格喪失日が同年5月31日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記の記録及び申立人の陳述から、申立人は平成元年6月に同社の代表取締役に就任し、当該^{そきゅう}遡及訂正処理が行われた3年9月18日時点においても代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時は資金繰りが悪化し、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所から呼出しを受けたことがあるようだが、会社の顧問をしていた会計事務所に任せていた。私は事後報告を受けたのみで、遡及訂正処理には関与していない。」と陳述しているが、申立期間当時にA社の顧問であったとする会計事務所は、「当時の担当者は既に死亡しており、関連資料も残っていないので詳細は不明であるが、当事務所は税務申告業務を代理で行っていたのみであり、社会保険等の業務には関与していない。」としている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)C支店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社C支店には、昭和 18 年 5 月 24 日から 25 年 11 月 16 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、同社提出の在籍証明書及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社C支店に勤務していたことが認められる。

しかし、B社が作成し保管する被保険者台帳を見ると、申立人のA社C支店における資格取得日は、昭和 22 年 2 月 1 日と記録されており、社会保険事務所が保管する同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における記録と一致する。

また、複数の元従業員の陳述から、申立期間当時の従業員数は 50 人から 70 人であったと考えられるところ、前述の被保険者名簿を見ると、申立人を含む 58 人が昭和 22 年 2 月 1 日に資格を取得し、連続する厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認でき、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、これら 58 人の被保険者台帳記号番号は、払い出された日の記載は無いものの、前後の台帳記号番号の払い出された日から、申立期間より後の同年 2 月ごろに払い出されたものと認められる。

一方、前述の被保険者名簿において、昭和 22 年 2 月 1 日より前に資格を取

得している者が11人確認できるが、当該11人の厚生年金保険被保険者記号番号は、いずれも、A社D支店など、同社C支店とは別の同社の事業所において資格を取得した際に払い出されたものであることが確認できる。

これらのことから、申立期間当時、A社C支店では、申立人のように、同社C支店のみに継続して勤務していた者については、申立期間の終期である昭和22年2月1日から厚生年金保険に加入させたことがうかがえる。

さらに、B社は、「当社に申立人の申立期間における加入記録が無いのは、戦争の影響等何らかの事情で、加入記録が滅失したためであり、別の被保険者記号番号で再加入した昭和22年2月1日以降の加入記録のみが保存されているのではないか。」としているが、前述の複数の元従業員は、「A社C支店は、戦争の影響を全く受けず、申立期間当時、所在地の移転は無かった。」としているほか、社会保険事務所及びB社の双方において、申立人を含む元従業員58人もの申立期間における加入記録が滅失したとは考え難い。

加えて、A社D支店など、同社C支店以外の同社の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も調査し、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方と生年月日の組み合わせによる氏名検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 6 月 3 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社（現在は、B社）C支店で勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社C支店で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立期間当時の人事記録等の関連資料は残っていないため、申立人の申立期間における勤務は確認できないとしている。

また、申立人は、同僚3人の名字を記憶しているが、その連絡先を特定することができないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することはできない。

さらに、申立期間当時にA社C支店で勤務していたと陳述している複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

加えて、B社が作成し保管する被保険者台帳に申立人の記録は見当たらず、また、当該被保険者台帳及び社会保険事務所が保管するA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に被保険者資格を取得した者はいないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 16 日から 41 年 1 月 26 日まで
② 昭和 41 年 6 月 1 日から 47 年 4 月 16 日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社における厚生年金保険加入期間について、昭和47年6月16日に脱退手当金を受給したとされている。

しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことは無く、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかしながら、所轄年金事務所保管の申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認できるほか、記載されている住所は申立人の当時の住所地と一致し、支払金融機関は当該住所地に近い郵便局での隔地払い(通知払い)となっているなど、一連の事務処理に不自然な点も見当たらない。

また、申立人は、「A社を退職した際は、再就職の意思は無かったが、失業給付を受給するために再就職をした。」と陳述していることから、申立人が同社を退職した時点において、脱退手当金の請求を行った可能性を否定できないほか、申立人のA社及びB社における厚生年金保険被保険者記号番号は、それぞれ異なっていることから、申立人が脱退手当金を受給したことにより、当該記号番号が異なったものになったとも考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 28 日から 43 年 7 月 15 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 22 日に A 社（現在は、B 社）C 部門に入社し、途中、同社 D 部門に派遣されたことがあったが、定時制高校（夜間）に通学しながら卒業までの 4 年間、同社に継続して勤務した。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、資格喪失日が昭和 42 年 9 月 28 日となっており、納得できない。

また、昭和 43 年 7 月 15 日から 44 年 4 月 1 日までの期間も引き続き A 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録では E 社における被保険者期間となっている。同事業所に勤務したのは定時制高校を卒業した後の期間であるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 3 月 22 日に A 社 C 部門に入社し、申立期間も引き続き、同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時の雇用保険の記録によると、事業所名称は特定できないものの、申立人の離職日は昭和 42 年 9 月 27 日と記載されており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、F 組織提出の社員名簿を見ると、申立人の退職日は昭和 42 年 9 月 29 日と記載されており、厚生年金保険の加入記録とおおむね一致していることも確認できる。

さらに、B 社は、「昭和 42 年 12 月 20 日に厚生年金保険の適用単位を各事業部から本社一括に変更しており、同年 12 月以降の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を保管しているが、申立人に係る当該資格取得届は見当たらない。」としている。

加えて、A社C部門及び同社D部門に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の同僚を抽出調査したが、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び保険料控除について具体的な陳述は得られず、確認することはできなかつた。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかつた。

なお、申立人は、E社に勤務した時期は、定時制高校を卒業した後の昭和44年4月以降であり、40年3月22日から44年4月1日までの期間は、申立期間を含めA社に継続して勤務していたと申し立てているが、オンライン記録によると、申立人は、E社において、43年7月15日から44年4月1日まで厚生年金保険に加入していることが確認でき、当該記録は雇用保険の加入記録とも一致しているほか、同事業所の元事業主は、「同事業所の従業員については、厚生年金保険と雇用保険は一体として加入するよう取り扱っていた。」旨を回答していることなどから、申立人は当該期間において、同事業所で厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月ごろから35年10月29日まで
私は、申立期間においてA社B支店でD業務従事者として勤務していた。
A社B支店での業務内容及び同僚の氏名も記憶しており、正社員として勤務していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、申立人が申立期間当時、A社B支店で勤務していたと陳述していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、同社B支店に勤務していたことが推認される。

一方、A社B支店は、「当社保管の社員名簿には、正社員がすべて記録されているが、申立人の記録は無いことから、申立人は臨時雇用者であったと考えられる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人が、昭和34年10月ごろにA社B支店に入社したとして氏名を挙げている同僚は、35年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚を抽出して調査したところ、C職として入社した者を除く12名の厚生年金保険の資格取得時期をみると、いずれも入社したとする時期の4か月後から4年5か月後となっていることが確認できる。

加えて、上記の同僚のうち1名からは、「私は、入社後の1年4か月間は臨時雇用者であり、その期間中は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」旨の陳述が得られた。

これらのことから、申立期間当時のA社B支店では、入社後一定期間は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

また、A社B支店は、「当時の資料が残っていないため、申立期間当時の従業員に対する厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨を回答しており、同社から申立人の申立期間における保険料控除について確認することはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 1 日から 14 年 3 月 19 日まで
社会保険事務所(当時)の職員の訪問によって、A社で勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることを知った。申立期間当時の給与額は 45 万円であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

なお、私は、A社の創業当時からの事業主であったが、平成 13 年 9 月 4 日に他者に事業譲渡し、上記の減額訂正には関与していない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成 14 年 3 月 19 日に適用事業所ではなくなっているところ、その3日後の同年 3 月 22 日に、申立人の 12 年 3 月から 14 年 2 月までの期間に係る標準報酬月額が、41 万円から 9 万 8,000 円に遡^{そきゅう}及訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿及び申立人の陳述により、申立人は、昭和 63 年 5 月 17 日から平成 13 年 9 月 3 日まで同社の代表取締役を務め、同年 9 月 4 日に事業譲渡したことに伴って同職を退いた後も同社で従業員として勤務していることが確認できる。また、同社に係るオンライン記録から、申立期間において、被保険者は申立人一人であったことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 63 年 5 月から平成 13 年 6 月までの期間において、A社の社会保険事務は自身が行っていたことを認めており、「平成 10 年 7 月以降は、会社の経営が悪化し、社会保険料を支払っていなかったが、社会保険事務所から督促は無く、支払うお金も無かったため、放置してしまった。」と陳述している。

加えて、申立人は、「遡及訂正処理について、自分は関与していない。」と陳

述しているが、後継事業主からは回答が得られないため、当該遡及訂正処理についての確認ができないところ、社会保険事務所が作成したものと推定されるA社の平成10年7月から13年11月までの期間に係る月別社会保険料滞納金額表を、遡及訂正処理が行われた14年3月22日の8日前の同年3月14日に後継事業主からファクシミリで受信していること、及び申立人が同社の代表取締役であったときに社会保険に係る事務を担当していたことを踏まえると、申立人は、当該遡及訂正処理に係る事業所の意思決定について、一定の責任を有していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務を担当していた申立人が、自らの遡及訂正処理に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 16 日から 35 年 12 月 27 日まで

私は、昭和 33 年 8 月 16 日から 35 年 12 月 27 日まで、A社で勤務した。退職時に会社側から年金制度についての説明は無かった。

社会保険庁（当時）の記録上、脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金という制度そのものを知らなかったし、請求しておらず受け取ってもいない。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和36年3月9日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社保管の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者生年月日訂正確認通知書により、申立人の生年月日の訂正申請が昭和36年1月23日にB社会保険事務所（当時）で受け付けられ、同日付けで訂正されていることが確認でき、当該訂正確認通知書に申立人名義の署名及び押印がなされていること、及び申立期間の脱退手当金の支給決定日（昭和36年3月9日）を踏まえると、申立人が脱退手当金の請求に併せて生年月日の訂正を行ったものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 1 日から 7 年 2 月 1 日まで

バブル崩壊に伴い会社の経営が苦しくなり、社会保険料が支払えなくなった。社会保険事務所（当時）に相談したところ、「納付済みの事業主の保険料を未納分に充当すれば、従業員に迷惑を掛けることはなく、事業主も将来受給する年金額に上限があるので損をしない。」との説明を受け承諾した。

しかし、ねんきん定期便を見ると、標準報酬月額が相当少なく記録されており、こんなに損をしているとは思わなかった。社会保険事務所に騙されて改ざんされたとしか思えない。申立期間について引き下げられている標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成 5 年 5 月 12 日及び 7 年 3 月 6 日の 2 回にわたって遡及訂正が行われ、2 年 2 月から 6 年 10 月までの期間については、最高等級の 53 万円（30 等級）から最低等級の 8 万円（1 等級）に、同年 11 月から 7 年 1 月までの期間については、最高等級の 59 万円（30 等級）から最低等級の 9 万 2,000 円（1 等級）に、それぞれ引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該遡及訂正は、過去 5 回（平成 2 年 10 月 1 日、3 年 10 月 1 日、4 年 10 月 1 日、5 年 10 月 1 日、6 年 10 月 1 日）の標準報酬月額の定時決定を超えて行われているほか、平成 2 年 2 月 1 日付けの月額変更が新たに追加されていることが確認でき、不自然な処理が行われていることが認められる。

しかし、A 社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、同社設立時の昭和 56 年 12 月 * 日から同社が解散する平成 14 年 12 月 * 日まで、同社の代表取締

役であったことが確認できる。

また、申立人は、代表取締役を務めていたA社が経営難から厚生年金保険料を滞納し、社会保険事務所から毎月のように指導されていたことを認め、「社会保険事務所から、自分自身の標準報酬月額を遡及訂正し、差額分の保険料を滞納額に充当することで、従業員に迷惑を掛けることなく、滞納額がなくなると促されたので、これに同意した。」と陳述していることから、申立人は、代表取締役として、自身の標準報酬月額の遡及訂正に関与していたものと認められる。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、また、自ら自身に係る厚生年金保険の標準報酬月額の遡及訂正に同意しておきながら、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 2 月 1 日から 34 年 1 月 21 日まで

「ねんきん特別便」を見ると、A社で勤務していた昭和 28 年 2 月 1 日から 34 年 1 月 21 日までの期間が、脱退手当金支給済みと記載されている。

昭和 33 年 11 月 * 日に結婚し、A社を退職した当時は、夫の収入で十分な生活ができたので脱退手当金を受け取る必要はなかったし、また、脱退手当金という給付制度を知らなかった。

脱退手当金は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 年 11 か月後の昭和 36 年 12 月 27 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立人の脱退手当金が支給決定される直前の昭和 36 年 12 月 6 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「回答済 36. 12. 6」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうたがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月ごろから 43 年 6 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚等として名前を挙げた者6人のうち、少なくとも4人はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、及びそのうちの同僚1人の陳述から判断すると、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 45 年 7 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の元事業主及び経理担当者も死亡及び所在不明のため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することができない。

また、申立人が自身の前任者として名前を挙げた者は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者資格の取得の記録は見当たらない。

さらに、申立人が名前を挙げた上述の同僚等6人のうち、所在が判明した1人、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある同僚47人のうち、所在が判明した12人の合計13人に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況を照会したところ、回答があった7人中5人は、「厚生年金保険の加入については、自分から会社に参加を申し出た場合のみ加入しており、申出をしない場合には加入しなかった。」と陳述している結果、回答があった7人のうちの1人が名前を挙げた

同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者としての記録が見当たらない。

これらのことから、当該事業所では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿には、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 45 年 5 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A建物にあったB社C支店に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。私が同社で勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店の元支店長の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社C支店に勤務していたことが推認できる。また、同支店長の陳述及びオンライン記録から、同社C支店は厚生年金保険の適用事業所には該当しておらず、同社C支店に勤務していた従業員に係る厚生年金保険等の届出事務は、本社であるB社が一括して行っていたことが確認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録がある元従業員で、所在が判明した14人に対し申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除について照会したところ、回答があった6人のうち、申立期間当時に経理担当であったとする者は「申立期間当時B社では、1か月から3か月程度の試用期間を設けていた。試用期間を何か月にするかは従業員の業務経験等を考慮して決めていた。」と陳述している。

また、オンライン記録によると、上述の回答があった6人中3人は、自身が記憶している入社時期の2か月から4か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、このうちの1人は「入社時に、当時の事業主から試用期間がある旨の説明を受けた。」と陳述している。

さらに、B社は昭和57年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており（平成元年7月*日に解散）、申立期間当時の事業主も既に死亡

しているため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況について確認することはできない。

加えて、前述の被保険者名簿には、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間は、高校を卒業してすぐにA社に採用され、C支店に臨時職員として勤務していた期間であり、勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述により、申立人は、申立期間に臨時職員としてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社は、「A社の厚生年金保険の加入記録は保管していないため、保険料控除まで分からないが、臨時職員は試用期間として社会保険に加入しない期間があった。加入していなければ、保険料控除も無いはずである。」としている。

また、申立期間当時の人事記録を管理しているD組織では、「臨時職員の加入については、事業所単位の裁量に委ねられており、一定ではなかった。試用期間も、2か月から1年程度あったようである。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 3 月 31 日までの期間に生まれ、申立人と同学年であり、申立人と同様に高校卒業後すぐに新規採用されたと思われる者が申立人を含め 75 人確認できるところ、全員、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が 43 年 7 月 1 日であることが確認でき、このうち文書回答のあった 5 人は「臨時職員として昭和 43 年 4 月 1 日に入社した。」と陳述してい

る上、このうちの1人は「臨時職員として昭和43年4月1日に入社したが、当時、臨時職員は入社から3か月は、厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述していることから、高校卒業後すぐに採用された臨時職員は、採用当初の3か月間は厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、申立人の記号番号が昭和43年7月10日に払い出されており、当該払出簿には申立人と同期入社である二人の臨時職員も同日に払い出されていることが確認できる。

なお、申立人が申立期間に勤務したとするA社C支店は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 52 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、A社で、夜間大学に通いながらアルバイトとして勤務し、B業務をしていたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格の取得記録があること、及び従事した業務に関する申立人の具体的な陳述内容等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社では「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立期間当時の事業主も病気のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等について確認することはできない。」と陳述している。

また、上述の被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格の取得記録がある元従業員で、所在が判明した13人に申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、回答があった7人全員（申立人が記憶していた同僚4人を含む。）が申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、アルバイトであったと陳述している申立人には、申立期間において職保険の被保険者資格の取得記録が確認できないところ、上述の回答が得られた7人のうち、正社員であったと陳述している3人は、いずれもA社において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事

業所では、正社員については厚生年金保険と雇用保険を一緒に加入させていたことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿には、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで
② 昭和 40 年 2 月 1 日から 41 年 10 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間①はA社でB業務従事者として、申立期間②はC社で、D業務従事者として、勤務していたことは間違いなく、この時期に診察のため健康保険被保険者証を使用していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年10月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の現在の事業主は、「A社は、厚生年金保険の適用事業所になるまでは、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったし、給与から保険料の控除もしていなかった。」と陳述している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時の事業主夫婦は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る保険料控除について、「給与から保険料を控除されていたか記憶が無く、控除されていた保険料額も覚えていない。」と陳述している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索

を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人のC社において従事した業務に関する具体的な陳述内容及び当該事業所の所在地を記憶していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年2月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社の元事業主は、「C社が厚生年金保険の適用事業所になるまでは、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったし、給与から厚生年金保険料も控除していない。」と陳述している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和42年2月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「私は、昭和41年9月からC社で勤務を始めたが、厚生年金保険の適用事業所になるまでは、厚生年金保険料を控除されていなかった。」と陳述している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除について、「給与から厚生年金保険料を控除されていたか記憶が無く、控除されていた保険料額も覚えていない。」と陳述している。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7142

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 9 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。昭和 16 年 7 月に同社に入社し、同年 8 月に同社C支店へ異動した。その後、18 年 2 月に軍隊に入隊し、23 年 8 月に復員するまで同社に在籍していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D県から提出のあった申立人に係る軍隊兵籍簿及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、始期の特定はできないものの、A社C支店に昭和 18 年 2 月まで勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の業務を継承したB社は、「A社の社員で、合併した昭和 52 年 10 月 1 日以前に同社を退職した者の記録は残っていない。」と回答しているため、申立人が申立期間においてA社C支店に在籍したか否かを確認することができない。

また、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同社に係る商業登記簿も無くほかの役員の所在は不明であるため、申立人が申立期間において在籍したか否かを確認することができない。

さらに、申立人は、戦地へ赴いている間、時期の特定はできないが、A社から申立人の両親に対して給与が支給されていることを両親から聞いたところ、申立人の両親は既に死亡しており、ほかに申立人の両親が申立期間において同社から給与を支給されていたことをうかがわせる関連資料の提出は無く、周辺事情も見当たらないため、申立人の申立期間における在籍及び

保険料控除の状況等について確認することができない。

加えて、申立人は、昭和 16 年 7 月に A 社 E 本社に入社したとしていることから、同社 E 本社における健康保険厚生年金保険被保険者記録の有無について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月 12 日から 47 年 1 月 25 日まで
② 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 6 月 25 日まで
③ 昭和 49 年 7 月 18 日から 51 年 6 月 30 日まで
④ 昭和 51 年 8 月 16 日から 52 年 10 月 3 日まで
⑤ 昭和 54 年 2 月 3 日から同年 7 月 21 日まで

社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間①はA社に、申立期間②C社に、申立期間③はD社に、申立期間④はB社に、それぞれG業務従事者等として勤務し、申立期間⑤はE社でF業務従事者として勤務していたことは間違いないので、申立期間①、②、③、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人が社会保険事務所に提出した申立書には、申立期間当時の事業主及び同僚の記載が無いため、同僚等から、申立人のA社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況等は確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人が社会保険事務所に提出した申立書には金額等の記載はあるものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人から確認すること

もできない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

申立期間②について、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするC社は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人が社会保険事務所に提出した申立書には、申立期間当時の事業主及び同僚の記載が無いため、同僚等から、申立人のC社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況等は確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人が社会保険事務所に提出した申立書には金額等の記載はあるものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人から確認することもできない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

申立期間③について、申立人は、D社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするD社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人が社会保険事務所に提出した申立書には、申立期間当時の事業主及び同僚の記載が無いため、同僚等から、申立人のD社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況等は確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人が社会保険事務所に提出した申立書には金額等の記載はあるものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人から確認することもできない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

申立期間④について、申立人は、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするB社は、オンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同事業所の所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録も確認できない。

また、申立人が社会保険事務所に提出した申立書には、申立期間当時の事業主及び同僚の記載が無いため、同僚等から、申立人のB社における勤務状況及

び厚生年金保険料の控除の状況等は確認できない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人が社会保険事務所に提出した申立書には金額等の記載はあるものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人から確認することもできない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらなかった。

申立期間⑤について、申立人は、申立期間にE社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、E社の事業主は、「申立期間当時の人事記録等は保管していないため、申立人の当社における勤務実態等は確認できないが、当社では、社員は全員、入社時に雇用保険と社会保険を同時に加入させているため、両方の記録が無いということは、申立人は、申立期間に勤務していなかったと考えられる。」と陳述しているところ、申立人の当該事業所における厚生年金保険及び雇用保険の資格取得日及び資格喪失日は、事業主の陳述どおり一致していることがオンライン記録及び雇用保険記録から確認できる(厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、離職日の翌日)。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間後の昭和56年7月1日から63年10月16日までの期間に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる3人の同僚の雇用保険の被保険者記録を確認したところ、いずれも厚生年金保険と雇用保険の被保険者期間は一致していることが確認できる。

さらに、上述の被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる9人のうち、所在が判明した4人に対し申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について照会したところ、いずれの者からも回答が得られなかったため、これらの者から、申立人の当該事業所における勤務状況等を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人が社会保険事務所に提出した申立書には金額等の記載はあるものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人から確認することもできない。

なお、すべての申立期間について、申立人の協力を得ることができないため、申立人から申立期間における勤務状況等を確認することができず、当委員会では、申立人が社会保険事務所に提出した申立書を元に調査せざるを得ない状況であった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 7144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 25 日から同年 5 月 21 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、A社で勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において、A社で勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が同社を退職した後の昭和 63 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所とはなっていない期間に当たる。

また、A社の元事業主は、「A社は既に廃業しており、当時の記録等は残っていないが、会社の経理は税理士に頼んでいたので、申立期間が厚生年金保険に加入する前の期間であれば、保険料控除もしていなかったはずである。」と回答しており、さらに、申立人が名前を挙げた元役員の一人名は、「私は、A社の業務には直接関与しておらず、申立人の厚生年金保険の事情についても分からない。」と陳述している。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 8 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(現在は、C社)B工場に勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い旨の回答であった。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録があり、連絡先が判明した17人に照会し、11人から回答を得たところ、このうち4人が申立人のことを覚えているとしていることから、勤務期間は特定できないものの、申立人の当該事業所における勤務は推認できる。

しかし、当該同僚照会で回答を得た4人のうち3人は、「申立人は正社員ではなく臨時職員であった。」としているところ、申立人自身も、「A社B工場には、求人ので張り紙を見て入社し、パート社員であった。」としている。

また、回答の得られた同僚4人のうち1人からは、「申立期間当時、私は母子でA社B工場に勤務しており、正社員であった私は厚生年金保険に加入していたが、臨時職員であった母は未加入であった。」としているところ、オンライン記録において、当該同僚の実母に係る被保険者記録は無い。

さらに、申立人が同職種の臨時職員であったとして名前を挙げた同僚もA社B工場における加入記録は見当たらない。

加えて、C社は、「旧A社B工場に係る資料は無いため、保険料控除等について確認できない。」としている。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は見

当たらない。

このほか、申立人が申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 4 日から 43 年 5 月 16 日まで
② 昭和 43 年 5 月 16 日から同年 11 月 24 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、私がA社に勤務していた期間及びB社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給しておらず、請求した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金は受給しておらず、請求した記憶も無いとしている。

一方、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、B社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約24か月後の昭和45年11月25日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、記載内容に疑義は認められないとともに、申立期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書に記載された申立人の実家の住所地に近い郵便局での隔地払い(通知払い)となっていることが確認できることから、申立人の脱退手当金の支払通知書は、申立人の実家の住所地宛に送付され、申立人は同郵便局で脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 43 年 6 月 25 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社B支店に勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

一方、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、A社B支店での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和43年10月4日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した女性12人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は7人であり、うち5人は資格喪失後約6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、同僚2人は、「退職の際、C職から脱退手当金を受給するか否かを選択するよう説明が有り、会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた記憶がある。」旨陳述していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、脱退手当金の支給額、被保険者期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいふことがない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年8月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社(現在は、B社)C支店に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社C支店には、昭和19年2月から21年8月まで勤務しており、申立期間に同社から給与を支給されたことが記載された送金案内を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社において作成されたとする調査表(人事記録)、B社の陳述等から判断すると、申立人が申立期間に同社C支店で勤務したことが確認できる。

しかし、申立人が申立期間に勤務したA社C支店は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人提出の申立期間にA社から給与を支給されたことが記載された送金案内を見ても、保険料控除の記載は無い。

さらに、申立期間後に申立人が資格を取得したA社G支店の元従業員は、「記憶する同僚の中で、戦後、A社E支店から帰還した者がいる。」と陳述しているが、当該同僚は、昭和22年3月1日に同社H支店で資格を取得していることが確認できるものの、オンライン記録において、同日よりも前の期間における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、A社の社史に昭和19年当時のD支店主管者として記録されている13名のうち、オンライン記録において同社での被保険者記録が確認できる3名は、いずれも21年6月以降に同社本社等で資格を取得しており、申立期間のほぼすべてについて被保険者記録が無い。

また、A社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和20年5月15日に同社F支店への転勤により資格を喪失した旨が記載されている元従業員は、オンライン記録において、同日以降に同社での被保険者記録は見当たらない。

以上のことから、申立期間当時、A社では、D支店勤務者については、厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 45 年 10 月から勤務しており、D共済組合(当時)に加入した 46 年 5 月までの期間は、厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業を継承するB社C支店から提出された人事記録により、申立人が昭和 45 年 10 月 1 日に臨時職員として採用され、46 年 5 月 21 日にD業務従事者となったことが確認できる。

しかし、申立人と同じ昭和 45 年に臨時職員として採用されたとする複数の元職員及び申立人が同時期に採用されたとする同僚は、A社において被保険者としての記録は見当たらないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年に資格を取得した者は見当たらない。

また、当該複数の元職員の一人は、「採用後、臨時職員であった期間は、日雇健康保険に加入していた。」と陳述している。

さらに、B社C支店は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。